

## ネーミングライツ事業実施契約書（案）

国立大学法人熊本大学 契約責任者 施設部長 松下 栄司（以下「甲」という。）と  
●●●●（以下「乙」という。）は、甲が所有するスペースに対して法人等の名称、商標名  
等を冠した愛称を設定する権利（以下「命名権」という。）に関して、以下のとおり契約（以  
下「本契約」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本契約は、命名権について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的と  
する。

### （命名権）

第2条 甲は、乙に対して、本契約に定めるところによりひご未来図書館の以下の対象ス  
ペースの命名権を付与する。

対象スペース：（スペース名）「グループ学修室1」

### （命名権による本愛称）

第3条 対象スペースに付与する愛称（以下「本愛称」という。）は、次のとおりとする。

【（スペース名）「グループ学修室1」】

日本語表記「●●●●」

英文表記「●●●●」

- 2 甲は、甲の定める規則等、組織内部における文書の記載等において規定するスペースの  
名称を使用する場合を除き、前項の本愛称を使用し、本愛称の定着に努めるものとする。
- 3 本契約の有効期間内において、乙は、原則として本愛称を変更することができない。

### （本契約の有効期間及び本愛称の使用期間）

第4条 本契約の有効期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

- 2 本愛称の使用期間は前項の本契約の有効期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、  
本契約が終了した場合は、本愛称の使用期間も終了する。
- 3 本契約終了後においても第16条の規定は同条第2項に定める期間、第12条、第14  
条、第15条、第18条の規定は対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する。

### （愛称のサイン、案内看板等の設置）

第5条 甲は、対象スペース及び甲の敷地に設置されている愛称のサイン、案内看板等（以  
下「サイン等」という。）について、乙が本愛称を表示するものに変更することを了承す  
る。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は甲と協議のうえ、対象スペースに新たにサイン等を設置

することができるものとする。

- 3 前二項に定めるサイン等の具体的なサイズ、色彩、設置箇所及び掲示方法等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定めるサイン等の設置及び設置後のサイン等の変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 5 第1項及び第2項に定めるサイン等の所有権は、甲に帰属するものとする。

(サイン等の管理)

第6条 サイン等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担するものとし、サイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

(その他の特典、付帯条件等)

第7条 甲は、甲乙協議のうえ、乙に対し、次の各号に掲げる特典を付与するものとする。

- (1) 甲は、甲の公式ウェブサイト等において、本愛称の普及と定着に努めるものとする。
- (2) 乙は、対象スペースに命名権が付与されていることを、乙の管理する媒体で表示することができる。
- (3) 前号の場合、甲は乙に対し、本愛称並びに対象スペースの動画及び静止画を使用することを認めるものとする。ただし、乙は対象スペースの動画又は静止画を使用する際には、事前に文書により甲の了解を得なければならない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

2 前項各号に定める特典等の権利は、第三者への譲渡又は転貸はできないものとする。

(ネーミングライツ料)

第8条 本契約に基づくネーミングライツ料は、年額●●●,●●●円(うち消費税及び地方消費税額●●,●●●円)とする。

2 乙は、甲の出納命令役が発する請求書により、以下に定める各事業年度(当年4月1日から翌年3月31日までをいう)のネーミングライツ料を以下に定める納入期限日までに納付しなければならない。

| 事業年度   | ネーミングライツ料 | 納入期限日      |
|--------|-----------|------------|
| 令和7年度  | ●●●,●●●円  | 令和●年●月●日   |
| 令和8年度  | ●●●,●●●円  | 令和8年5月31日  |
| 令和9年度  | ●●●,●●●円  | 令和9年5月31日  |
| 令和10年度 | ●●●,●●●円  | 令和10年5月31日 |

3 乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、乙は納入期限の翌日から甲が収納した日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)に規定する法定利率による延滞金を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、本契約により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(本契約の有効期間満了及び更新)

第10条 乙は、本契約の更新を希望するときは、本契約の有効期間満了の6ヶ月前までにその旨を甲に通知するものとする。

2 前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、経済事情等諸般の事情を考慮し、甲乙で協議するものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は本契約の有効期間の末日をもって終了する。

4 前項の規定に基づき本契約を終了する場合は、乙は、本契約の有効期間の末日までに、サイン等を撤去し、その費用は乙が負担し、原状に回復するものとする。

5 前項のサイン等の撤去及び原状回復を乙が行わないときは、甲がサイン等を撤去及び原状回復し、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第4条第1項に定める本契約の有効期間中であっても、本契約を解除することができる。

(1) 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。

(2) 乙が、公募時の応募資格を満たさなくなったとき。

(3) 法令違反等の不正行為、反社会的行為などによって乙の社会的又は経済的信用が著しく低下したとき。

(4) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

(5) 本契約に定める条項に違反したとき。

(6) 乙の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となり、乙より契約解除の申し出があったとき。

(7) その他甲が命名権付与の決定を取消し、又は契約の解除が必要であると合理的に認められるとき。

2 乙が前項第6号により、本契約を解除するときは、1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

3 第1項各号に定める契約解除が行われた場合のサイン等の撤去及び原状回復については、前条第4項及び第5項の規定を適用する。

(ネーミングライツ料の返還及び違約金)

第12条 前条第1項第2号から第6号までの規定により契約が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

2 前条第1項第7号の規定により契約が解除された場合、ネーミングライツ料の返還について、甲と乙は協議を行うものとする。

3 前条第1項第6号の規定により契約が解除された場合、乙は甲に違約金を支払うものとし、違約金の額は、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

#### (契約の変更)

第13条 甲及び乙は、本契約中に重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、契約内容を変更することができるものとする。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

#### (知的財産権)

第14条 乙が、本愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを対象スペースの使用又は甲の通常の事業に必要な範囲で、無償で使用することを認めるものとする。

2 前項に定める以外の知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別に定める。

3 本愛称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 サイン等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

5 前二項の規定にかかわらず、乙の責に帰すべき事由により甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む。）を直ちに支払うものとする。

#### (損害賠償)

第15条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に関して契約の内容に適合しないため相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、業務の実施に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）をみだりに他者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も5年間効力を有するものとする。

#### (疑義等に関する協議)

第17条 本契約の内容に関し、定めがない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙の協議に

より誠意をもって解決するものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 本契約に関する訴えについては、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

令和      年      月      日

甲 熊本市中央区黒髪 2 丁目 3 9 番 1 号  
国立大学法人熊本大学  
契約責任者  
施設部長                      松下 栄司

乙